

## 横瀬川ダムの検証に係る検討について

横瀬川ダムについては、平成22年9月28日付で国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討を進めるよう指示がありました。検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に沿って行うこととしています。

四国地方整備局では、大臣の指示に基づき、「実施要領細目」に示されている「関係地方公共団体からなる検討の場」の設立に向けて、関係地方公共団体と調整を行ってきました。

今般、関係地方公共団体と調整が整い、四国地方整備局として「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）を本日付けで設立しましたのでお知らせします。（別添資料1参照）

また、「検討の場」の規約に定められた幹事会を、11月25日（木）に開催いたしますのでお知らせします。開催・傍聴等に関する詳細は（別添資料2及び3）のとおりです。

平成22年11月18日

国土交通省 四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課長 いしはら 石原 まさのり 雅規

電話：（087）851－8061（内線3611）

同時発表記者クラブ

サンポート合同庁舎記者クラブ、高知県政記者クラブ、幡多記者クラブ

## (別添資料— 1)

### 横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

#### (名称)

第1条 本会は、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

#### (目的)

第2条 国土交通省四国地方整備局(以下「検討主体」という。)は、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に基づき、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的に、検討主体と関係地方公共団体からなる検討の場を設置する。

#### (検討主体)

第3条 検討主体は、実施要領細目に基づき、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

#### (検討の場)

第4条 検討の場は、別紙— 1で構成される。

2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。

3 検討主体は、検討の場を招集し第5条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。

4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

#### (幹事会)

第5条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

2 幹事会は、別紙— 2で構成される。

3 検討主体は、幹事会を招集し議題の提案をする。

4 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第6条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。

2 検討の場及び幹事会に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。

ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、非公開とする場合がある。

(事務局)

第7条 検討の場の事務局は、国土交通省四国地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年11月18日から施行する。

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

**【構成員】**

高知県知事

四万十市長

宿毛市長

**【検討主体】**

四国地方整備局長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」  
の構成

【構成員】

高知県 土木部長

四万十市 副市長

宿毛市 副市長

【検討主体】

四国地方整備局 河川部長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

(別添資料2)

**「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」  
の開催について（報道機関の方へ）**

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」について下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 開催日時 平成22年11月25日（木） 11時～12時（予定）
2. 開催場所 四万十市社会福祉センター 2階大会議室  
住所 高知県四万十市右山五月町8-3
3. 議 事
  - ・ 規約について
  - ・ 今後の検討の進め方について 等
4. 受 付
  - ・ 受付日時 平成22年11月25日（木）10時30分～11時
  - ・ 受付場所 会議室前入り口付近の報道機関受付窓口
  - ・ 事前の登録は不要です
  - ・ 受付にて必要事項を記入の上係員の指示に従って入場してください。
  - ・ 会場には、報道機関用の席を設けています。報道機関用の席に着席して取材してください。
5. その他
  - ・ 取材に際しては、別紙-1の取材についてをお願いを遵守してください
  - ・ 開催場所の四万十市社会福祉センターには、駐車スペースが限られているため、車でお越しの方は隣接している「アピアさつき立体駐車場」の4階、5階の駐車スペースをご利用下さい。

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」  
(幹事会)

取材についてのお願い

(取 材)

- 1) 会議を取材しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
  - ① 報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
  - ② 円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、冒頭の挨拶までの間とさせていただきます。
  - ③ ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。
  - ④ 携帯電話は電源を切るかマナーモードにして使用しないで下さい。
  - ⑤ 報道機関用の席でPC等の使用は、議事や他の傍聴者等の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意してください。

(別添資料3)

## 「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」 の開催について（一般の方へ）

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」について下記のとおり開催しますのでお知らせします。

### 記

1. 開催日時 平成22年11月25日（木） 11時～12時（予定）
2. 開催場所 四万十市社会福祉センター 2階大会議室  
住所 高知県四万十市右山五月町8-3
3. 議 事
  - ・規約について
  - ・今後の検討の進め方について 等
4. 受 付
  - ・受付日時 平成22年11月25日（木）10時30分～11時
  - ・受付場所 会議室前入り口付近の一般傍聴受付窓口
  - ・事前の登録は不要です
  - ・受付にて必要事項を記入の上、係員の指示に従って入場してください。
  - ・会場には、一般傍聴用の席を30席用意しています。
  - ・受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。
5. その他
  - ・傍聴に際しては、別紙-2の傍聴要領を遵守して下さい。
  - ・開催場所の四万十市社会福祉センターには、駐車スペースが限られているため、車でお越しの方は隣接している「アピアさつき立体駐車場」の4階、5階の駐車スペースをご利用下さい。



## 「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」 傍聴要領

### (主旨)

この要領は、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」(以下「幹事会」という。)の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

### (幹事会の傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴者」と記載されたプレートを着用してください。
- 2) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
  - ①会議における発言等への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
  - ②発言、私語、談論などをしないこと。
  - ③プラカード、はちまき、腕章などをしないこと。
  - ④ビラ、資料等の配布はしないこと。
  - ⑤携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
  - ⑥みだりに傍聴者席を離れないこと。
  - ⑦その他、会場の秩序を乱したり議事の妨げになるような行為は行わないこと。
- 3) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 事務局が退室を指示したときは、速やかに退室してください。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。